

あわら市伊井小学校 いじめ防止基本方針

平成31年4月1日 策定

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。しかしながら、いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得ることから、学校・家庭・地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければなりません。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的とします。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1)本校は、一人一人が互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり互いに助け合う心と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育ていきます。
- (2)本校は、すべての児童がどんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらそのままにしておかないこと、いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3)本校は、全ての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市、市教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義

「いじめ」とは当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指します。

※ 「けんかやふざけ合い」をいじめから除外せず、被害児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

3 いじめの防止等のための具体的取組

(1)「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

- 人権教育を計画的に行います。
- 社会性を育成する豊かな体験活動を推進します。
- 道徳教育の充実を図ります。

(2)いじめの未然防止

- 自尊感情を高める学習活動や学級活動、行事
授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりに心がけます。また、学級活動や児童会活動など主体的な活動を通して、児童が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じ取れる「心の居場所づくり」の取組を行います。
- 人権教育・道徳教育の充実
未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業

が大きな力を発揮します。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという人間性豊かな心を育てることが大切です。道徳の授業では、学級の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱うこととします。

○いじめ防止指導計画の整備

いじめの未然防止のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要があります。年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組めます。

○いじめ防止研修の実施

県・市教育委員会主催の伝達講習などいじめ・不登校防止の研修を実施する。

○保護者や地域への働きかけ

授業参観において、保護者に道徳や特別活動の時間を公開します。さらに、PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設けます。

また、放課後児童クラブやスポーツ少年団などと児童の情報を共有します。

○発達障害など特に配慮が必要な児童について、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的にを行います。

(3) いじめの早期発見

○日々の観察と日記の活用

休み時間や昼休み時の会話等の機会に、児童の様子に目を配ります。「児童がいる所に教職員がいる。」ことを目指し、児童と共に過ごす機会を積極的に設けます。また、生活ノートなどを通じて、担任と児童・保護者が日頃から連絡を密にし、信頼関係を築きます。

○保護者に対するいじめ調査の実施

年3回のアンケート調査を行い、児童の実態を把握すると共に保護者の考えを知り、学校全体でいじめの未然防止に取り組めます。またその後の教育相談に活かしていきます。

○教育相談の充実

日常生活の中での教職員の声かけなど、児童が日頃から気軽に相談できる環境を作ります。また、定期的に教育相談週間（ふれあい週間）を設けて、児童を対象に教育相談を実施します。

(4) いじめの早期対応

○事実確認と情報の共有

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかと疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努めます。いじめの兆候を発見したときは、「いじめ対応サポート班」を招集し、早期に適切な対応を心がけます。なお、いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじている児童から聴き取るとともに、周囲の児童や保護者など、第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握します。

また、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を行います。

○いじめを受けた児童・いじめた児童への対応

いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともにいじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切な指導を行います。

(5) 重大事態への対処

いじめにより、「生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処を行います。

○速やかな報告

学校において重篤ないじめを把握した場合は、市教育委員会へ報告します。また、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受けます。

○学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市教育委員会への報告を速やかに行います。

・組織の構成については、常設のいじめ対応サポート班に加えスクールカウンセラー等の専門的知識及び経験を有する者の応援を求め、公平性・中立性を確保します。

・いじめを受けた児童を守ることを最優先に考え、児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行います。

・市教育委員会の指導のもと、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供します。

○市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

(6) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

○教職員の研修

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努めます。

○未然防止のために

インターネットの特殊性を踏まえ、その危険性を児童に理解させる指導を定期的に行います。また、児童のパソコンや携帯電話を第一義的に管理するのは家庭であることから、フィルタリングだけでなく、家庭において児童を危険から守るためのルールづくりを行うことについて保護者会等で伝えます。

○「ネット上のいじめ」を発見した場合

被害の拡大を避けるため、直ちに書き込みや画像を削除する措置をとります。また、名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合は、プロバイダに対して速やかに削除を求めるとともに、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的を開催します。

(構成員) 校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、教育相談担当

(活動) ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成

・いじめの現状把握と指導方針・対策の決定

・学校におけるいじめ問題への取組の点検

(2) いじめ対応サポート班 【様式2】

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組を行います。

(構成員) 生徒指導主事、担任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー等

- (活動)
- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
 - ・個別面談による情報収集
 - ・継続的な支援
 - ・保護者や地域との連携
 - ・スクールカウンセラー等の外部人材や警察や児童相談所などとの連携

5 いじめ対策の年間行動計画 【様式3】

6 学校評価

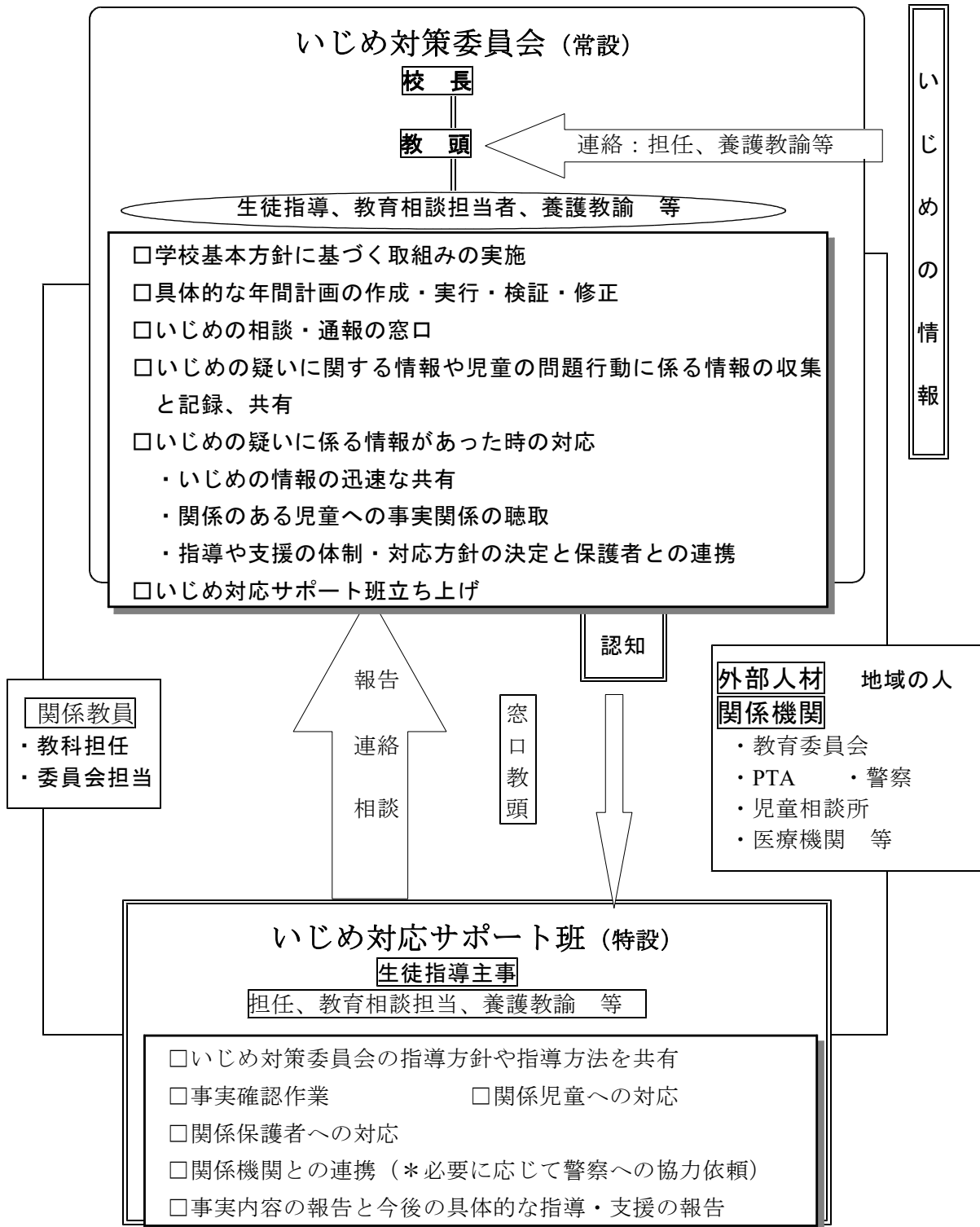
いじめを隠ぺいせず、いじめの実態把握およびいじめに対する措置を適切に行うため、いじめ問題に関する学校の取組みを評価項目に加え、適正に評価します。

7 いじめの解消

いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する

- ① いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められることを、本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

様式2 【組織図】（組織図と報告の流れ）



様式3【いじめ対策の年間行動計画】

月	教員の動き等	児童の活動など					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4	<p>いじめ対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本方針確定 年間計画策定 <p>↓</p> <p>職員会議</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間計画周知 教員の意識確認 <p>↓</p> <p>PTA 総会</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本方針の公表 <p>サポート班結成 起きたときに 即対応</p>	<p>なかよし集会 ・リーダー育成・絆づくり</p> <p>交流授業 (低学年と)</p> <p>縦割り班活動計画 ・リーダー育成・絆づくり</p> <p>縦割り班活動スタート ・自主的な活動 ・絆づくり ・リーダーの存在感</p>					
5	<p>校内研修</p> <ul style="list-style-type: none"> 1年間全体の人権教育・道徳や読書活動の計画を作成確認 <p>いじめ対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎月の児童理解等をもとに適時状況把握 	<p>合同遠足 ・自主的な活動 ・低・中学年の絆づくり ・3年生のリーダー育成</p> <p>新入生交流会 ・新たな絆づくり ・異校種生との交流</p> <p>交流授業(合同体育)</p> <p>ありがとう活動 ・思いやり ・感謝の心 ・絆づくり</p>					
6	<p>授業研究</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの居場所、絆づくりを意識した授業を全員公開の形で実施 <p>いじめ対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育相談週間をもとに状況把握 	<p>さつき祭り ・地域の人との交流</p> <p>アンケート調査(児童・保護者対象)</p> <p>地区探検 ・自主的な活動 ・地域の人との交流</p> <p>宿泊体験 自主的な活動 学年交流</p> <p>教育相談週間</p>					
7	<p>家庭訪問</p> <ul style="list-style-type: none"> 学級や地域での子どもの状況を把握 	<p>七夕集会 ・絆を強める ・自主的な活動 ・リーダーの存在感</p>					
8	<p>いじめ対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭訪問等をもとに状況把握 	<p>親子奉仕活動 ・体験的な活動・親子の絆づくり</p>					
9	<p>いじめ対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童理解等をもとに状況把握 	<p>縦割り運動会計画 ・自主的な計画</p> <p>伊井地区運動会 ・絆を強める ・リーダーの存在感</p>					

10	<p>保護者会 ・情報や意見収集</p> <p>いじめ対策委員会 ・教育相談週間 をもとに状況把握</p>	<p>アンケート調査（児童対象）</p> <p>あきまつり ・自主的活動 ・絆づくり ・2年生のリーダー育成</p> <p>修学旅行 ・自主的計画運営</p> <p>教育相談週間</p> <p>前期アンケート調査（取組評価アンケート）</p>
11	<p>取組評価アンケート分析 ・未然防止に生かす</p> <p>PT会議 ・振り返り ・後期に向けて</p>	<p>クリーンアップ大作戦 ・自主的活動 ・絆づくり ・体験的活動</p> <p>祖父母学級（もちつき会） ・体験的な活動 ・絆づくり ・地域のお年寄りとの交流</p>
12	<p>職員会議 ・重点事項確認</p> <p>情報発信 ・ホームページ、学校便りで、</p>	<p>人権週間の取組み ・「思いやり」を価値とした道徳の授業の実施</p>
1	<p>いじめ対策委員会 ・児童理解等をもとに状況把握</p>	<p>交流授業（6年生と）</p> <p>交流授業（1年生と）</p>
2	<p>保護者会 ・情報や意見収集</p> <p>いじめ対策委員会 ・教育相談週間をもとに状況把握</p> <p>取組評価アンケート分析 ・年間での比較</p> <p>PT会議 ・振り返り ・新年度に向けて</p> <p>職員会議 ・重点事項確認</p> <p>情報発信 ・ホームページ、学校便りで、</p>	<p>アンケート調査（児童・保護者対象）</p> <p>なわとび大会 ・向上心 ・絆づくり</p> <p>教育相談週間</p> <p>後期アンケート調査（取組評価アンケート）</p> <p>新入生交流会 ・新たな絆づくり ・異校種生との交流</p> <p>送る会計画 ・自主的活動 ・リーダー育成</p> <p>中学校体験入学 ・新たな絆づくり ・異校種生との交流</p>
3	<p>いじめ対策委員会 ・年度の振り返り ・新年度に向けて</p> <p>職員会議 ・課題確認 ・計画確認</p>	<p>6年生を送る会 ・感謝の心 ・次の学年の自覚</p>

※ 教職員対象「いじめ・不登校防止」研修を実施 2～3回
 ※ 道徳の授業を学校公開日に必ず実施 各学年1回以上